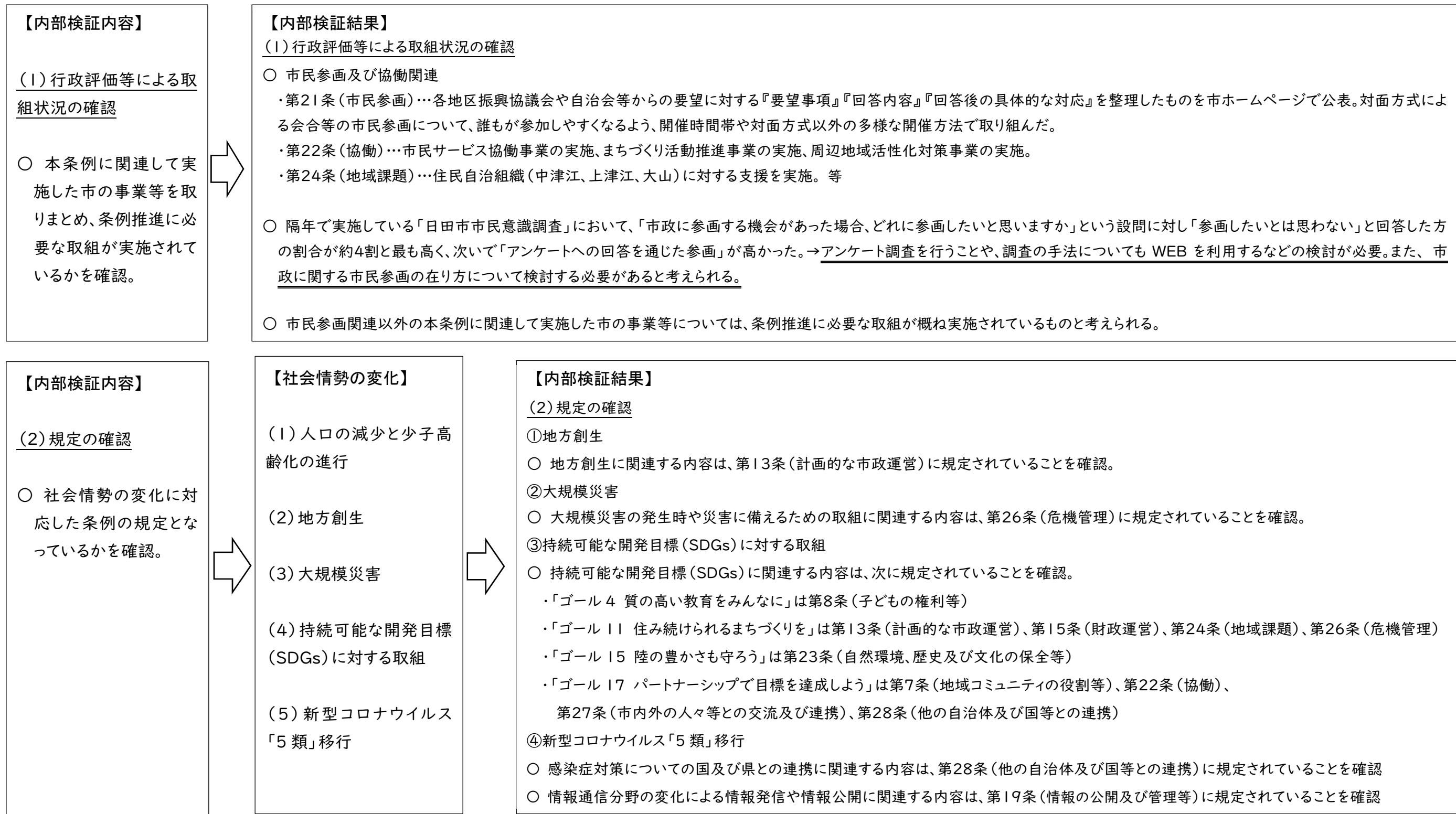


自治基本条例 内部検証報告書（概要版）

- 自治基本条例第29条に、「施行の日から4年を超えない期間ごとに、本条例が市民を主体としたまちづくりの実現に寄与しているかについて検証し、市民参画による検討を行う」ことを規定。
- 令和7年度は、「自治基本条例に関するアンケートの実施」や「自治基本条例見直し検討委員会による検証結果に関する検討」を実施。
- 今回、この検討に先立ち、行政評価等の結果を用いた内部検証を実施し、検討を行うための基礎資料として報告書を作成。



以上、本条例第29条第1項に関する逐条解説に規定されているとおり、「行政評価等の結果を活用して条例の推進に関連する取組」を検証した結果、概ね評価できるものであり、かつ社会情勢の変化に対応したものであると整理したもの。